

コード番号	4.5.1	業務名	独自調達ドライバー等
事例	所属独自に調達したドライバー・更新プログラムの導入		

項目	手続	留意点
① 導入・更新	<p>手順1 情報化推進リーダーは、使用許諾条件確認後、職員等へインストールを指示する。</p> <p>手順2 職員等は、指定されたドライバー・更新ソフトウェア等のインストールを速やかに行う。</p> <p>手順3 情報化推進リーダーは、導入・更新が適正に実施されたことを「プログラムの追加と削除」等で確認する。</p>	<p>導入・更新とは、購入、又は、ダウンロードして調達したソフトウェアをインストールする手続きを指す。（調達についてはコード番号3.7参照） （購入手続きを要さない場合は、調達申請とインストールの申請を同時に行うことができる。）</p> <p>※1 ドライバー・更新プログラム等は、ハードウェア又はソフトウェアに付随したものであり、無償であることを前提とする。 DocuWorks等の有償のものは、通常のソフトウェアとして取り扱う。</p> <p>※2 ドライバー・更新プログラム等の調達は、インターネット等からのダウンロード又はインストールCD等の調達までの作業である。</p> <p>※3 ドライバー・更新プログラム等は、通常ダウンロードし、そのままインストールする流れであるため、使用許諾条件で無償であることを確認し、当手続きから行うことになる。</p> <p style="text-align: center;">コード番号4.5.2につづく</p>

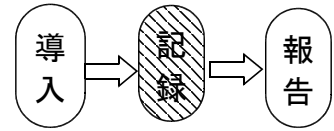
根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

- 7 対象資産の導入等に関する情報の把握
資産管理者は、対象資産の導入・更新・削除・廃棄・転用がある場合には適時、適切に把握できる手順を作成し、対象範囲に周知徹底しなければならない。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

- 5 対象資産調達時の手続き
- (6) ドライバー・更新プログラム等
ドライバー・更新プログラム等は、申請は不要とする。ただし導入後に速やかに副統括責任者に報告しなければならない。
- 6 対象資産の導入・更新手続き
- (6) ドライバー・更新プログラム等
- ① 導入・更新申請及びその実施
セキュリティ管理者等はドライバー・更新プログラム等を導入・更新した、又は、導入・更新された場合には、「ドライバー等導入／更新報告書」に必要事項を記入し、資産管理者に報告しなければならない。
- (8) 記録
- ② 管理台帳の更新
- カ ドライバー・更新プログラム等
セキュリティ管理者は、ドライバー・更新プログラム等の導入・更新時に、「ソフトウェア管理台帳」の記載情報を更新しなければならない。



コード番号	4.5.2	業務名	独自調達ドライバー等
事例	所属独自に調達したドライバー・更新プログラムを導入したときの記録		

項目	手続	留意点
②記録	<p>情報化推進リーダーは、ドライバー・更新ソフトウェア等のインストール後、「ソフトウェア管理台帳」の記載情報を更新する。</p>	<p style="text-align: center;">コード番号4.5.1のつづき</p> <p>ソフトウェア管理台帳にドライバー名称を記入する際は、名称を統一するために、ソフトウェアリストを参考にして記入すること。</p> <p>※1 ドライバー等は、ライセンスの管理を行わないが、インストールしたことは管理しておかなければならない。 ソフトウェア管理台帳に名称とともに無償、ドライバー等であることを記載する。</p> <p>※2 ドライバー等をインストールする度にインベントリデータの取得をすることはしない。 インストールされた内容については、棚卸の際に改めて確認することになる。</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">管理台帳の更新後、情報政策課管理のデータベースに反映するため、台帳の写しの提出が必要。</p> <p style="text-align: center;">コード番号4.5.3につづく</p>

根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

7 対象資産の導入等に関する情報の把握

資産管理者は、対象資産の導入・更新・削除・廃棄・転用がある場合には適時、適切に把握できる手順を作成し、対象範囲に周知徹底しなければならない。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

5 対象資産調達時の手続

(6) ドライバー・更新プログラム等

ドライバー・更新プログラム等は、申請は不要とする。ただし導入後に速やかに副統括責任者に報告しなければならない。

6 対象資産の導入・更新手続

(6) ドライバー・更新プログラム等

① 導入・更新申請及びその実施

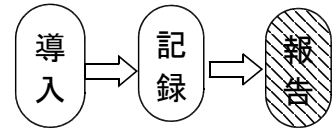
セキュリティ管理者等はドライバー・更新プログラム等を導入・更新した、又は、導入・更新された場合には、「ドライバー等導入／更新報告書」に必要事項を記入し、資産管理者に報告しなければならない。

(8) 記録

② 管理台帳の更新

カ ドライバー・更新プログラム等

セキュリティ管理者は、ドライバー・更新プログラム等の導入・更新時に、「ソフトウェア管理台帳」の記載情報を更新しなければならない。



コード番号	4.5.3	業務名	独自調達ドライバー等
事例	所属独自に調達したドライバー・更新プログラムを導入したときの報告		

項目	手続	留意点
③ 報告	<p>手順1 情報化推進リーダーはインストール後、直ちに「ドライバー等導入／更新報告書」を作成し、「ソフトウェア管理台帳」とともに情報セキュリティ管理者（所属長）の決裁を受ける。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは「ドライバー等導入／更新報告書」と「ソフトウェア管理台帳」の写しを情報化推進員に提出する</p> <p>手順3 情報化推進員は部局内を取りまとめ、情報セキュリティ責任者（各部局の次長等）に供覧し、ソフトウェア資産管理担当者（情報政策課担当者）に「ドライバー等導入／更新報告書」と「ソフトウェア管理台帳」の写しを提出する。</p>	<p>コード番号4.5.2のつづき</p> <p>導入・更新後、速やかに情報化推進員に報告書を提出すること。</p>
④ データベースへの反映	<p>情報政策課内部作業</p> <p>ソフトウェア資産管理担当者（情報政策課担当者）は、前月分を毎月10日までに「データベース」に反映する。</p>	<p>「ソフトウェア管理台帳」及びの記載内容に不備があった場合は、修正指示をすることあり。</p>

根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

7 対象資産の導入等に関する情報の把握

資産管理者は、対象資産の導入・更新・削除・廃棄・転用がある場合には適時、適切に把握できる手順を作成し、対象範囲に周知徹底しなければならない。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

5 対象資産調達時の手続き

(6) ドライバー・更新プログラム等

ドライバー・更新プログラム等は、申請は不要とする。ただし導入後に速やかに副統括責任者に報告しなければならない。

6 対象資産の導入・更新手続き

(6) ドライバー・更新プログラム等

① 導入・更新申請及びその実施

セキュリティ管理者等はドライバー・更新プログラム等を導入・更新した、又は、導入・更新された場合には、「ドライバー等導入／更新報告書」に必要事項を記入し、資産管理者に報告しなければならない。

(8) 記録

② 管理台帳の更新

カ ドライバー・更新プログラム等

セキュリティ管理者は、ドライバー・更新プログラム等の導入・更新時に、「ソフトウェア管理台帳」の記載情報を更新しなければならない。